



2023年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社アンビスホールディングス
代 表 者 名 代表取締役CEO 柴原 慶一
(コード番号：7071 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役CFO 中川 徹哉
(TEL. 03-6262-5105)

資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、資本金の額の減少を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少の目的

当社が法人税法上の中小法人に該当することによる留保金課税の負担軽減及び中長期的な株主還元の実現の確保を図るため、会社法447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、資本金の減少は、本日開催の取締役会において決議された当社及び当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての新株発行（以下「本新株発行」といいます。）と同時に実施するものであるため、会社法第447条第3項の規定に基づき取締役会の決議により実施いたします。本新株発行の詳細につきましては、本日付「当社及び当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての新株発行に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額 70,773,000円（予定）のうち16,665,000円を減少させ、減少後の資本金の額を54,108,000円といたします。

なお、減少する資本金の額は、本新株発行により増加する資本金の額と同額とするため、資本金の額の減少の効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

また、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合等により、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがあります。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第3項の規定に基づき、資本金の額の減少を上記のとおり行ったうえで、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金の額の減少の日程

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2023年5月22日 |
| (2) 債権者異議申述公告日（予定） | 2023年5月29日 |

- | | |
|----------------------|------------|
| (3) 債権者異議申述最終期日 (予定) | 2023年6月29日 |
| (4) 効力発生日 (予定) | 2023年6月30日 |

4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額の変動はなく、業績に与える影響はございません。また、本新株発行と同時に実施するものであるため、資本金の額の減少の効力発生日前と比べて資本金の額は減少しません。

以上